

吹田市共通基盤地図更新業務仕様書

1 総則

受託者は、本仕様書によるほか、別に定める「吹田市共通基盤地図の整備と更新作業のための特記仕様書」（以下、「特記仕様書」及びという。）「吹田市共通基盤地図データ作成のための製品仕様書」（以下、「製品仕様書」という。）に従い、業務を遂行すること。

（１）適用範囲

本仕様書、特記仕様書及び製品仕様書は、吹田市（以下、「本市」という。）が受託者に委託する「吹田市共通基盤地図更新業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

（２）目的

本市における地理空間情報の位置基準となる「吹田市共通基盤地図」（以下、「基盤地図」という。）について、庁内の各室課で作成される「道路台帳」、「水道部地形データ」及び「市民課家屋外形」の年度更新情報と国土地理院が整備する最新の「基盤地図情報」を反映させることで、基盤地図を最新の状態に更新するとともに、更新された基盤地図を新たな公共測量成果として国土地理院へ申請することで、次年度以降も継続的に更新を行っていくことを目的としている。

（３）対象区域

本業務の対象区域は、吹田市全域とする。

（４）国との関係等

ア 関連法令等

本業務に係る代表的な関連法令・規程等（以下「関連法令等」という。）を以下示す。

本業務の履行にあたっては、上記（２）の目的に加え、これらの関連法令等の主旨・目的に寄与できるように十分留意すること。

（ア）測量法同施行令、同施行規則（昭和24年法律第188号）

（イ）吹田市公共測量作業規程（国地発第39号）

（ウ）地理空間情報活用推進基本法（平成29年3月）

イ 国の動向等

上記アに記載の関連法令等だけでなく、国等における地理情報関連の標準化の動向等を踏まえて、基盤地図を更新すること。

（５）疑義

本仕様書、特記仕様書及び製品仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、受託者は本市の指示に従い、業務を遂行するものとする。

2 実施体制

(1) 業務履行体制

ア 人員体制

受託者は、以下のとおり十分な知識・技術を有する人員により、業務の履行にあたり必要十分な体制を確立させ、また、適切に管理すること。人員体制の見直しを実施する際にはその内容を本市に説明し、承認を得た上で実施すること。

(ア) 管理技術者

測量士の資格を有する者

(イ) 照査技術者

空間情報総括監理技術者の資格を有する者

イ 体制の通知

上記アの業務履行体制の確立にあたっては、各担当者について、本市指定の様式により、書面をもって本市に通知すること。また、資格証明書の写しを併せて提出すること。

(2) 業務実施計画

ア 本業務の履行開始にあたり、業務実施計画書を提出し、本市に十分な説明を行うこと。

本市が業務実施計画書を承認しない限り、受託者は作業に着手できないものとする。

イ 業務実施計画書には以下のような項目を記載することにより、本業務を遅滞なく実施するために万全の計画を作成すること。

(ア) 目的・達成目標

(イ) 作業スケジュール

(ウ) 体制図

(エ) 役割分担

(オ) 進捗管理方法

(カ) 課題管理方法

(キ) 情報伝達ルール

(ク) 作業遵守事項

(ケ) 品質管理方法

(コ) セキュリティ管理方法

(3) データ授受環境の整備

受託者は、業務上取り扱う機密性の高い資料や成果品について、運搬時の紛失等における情報漏えい事故を防止するため、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用したデータ交換サービスの環境を整備し、データの授受を行うこと。なお、契約前にLGWANの疎通テストを行うものとし、本市が接続を確認するものとする。

ただし、上記以外の方法でも安全にデータの授受を行うことが可能な場合は、本市と受託者が合意のうえ、その方法によることができるものとするが、その場合でも、吹田市情報セキュリティポリシーに反する方法であってはならない。

3 業務内容

(1) 業務概要

受託者は吹田市が行う公共測量申請書の作成を補佐するとともに、以下の各地図データの必要箇所を抽出し統合及び修正を行い、基盤地図を更新する。

ア 最優先で利用する成果

既存公共測量成果（公共測量申請時）

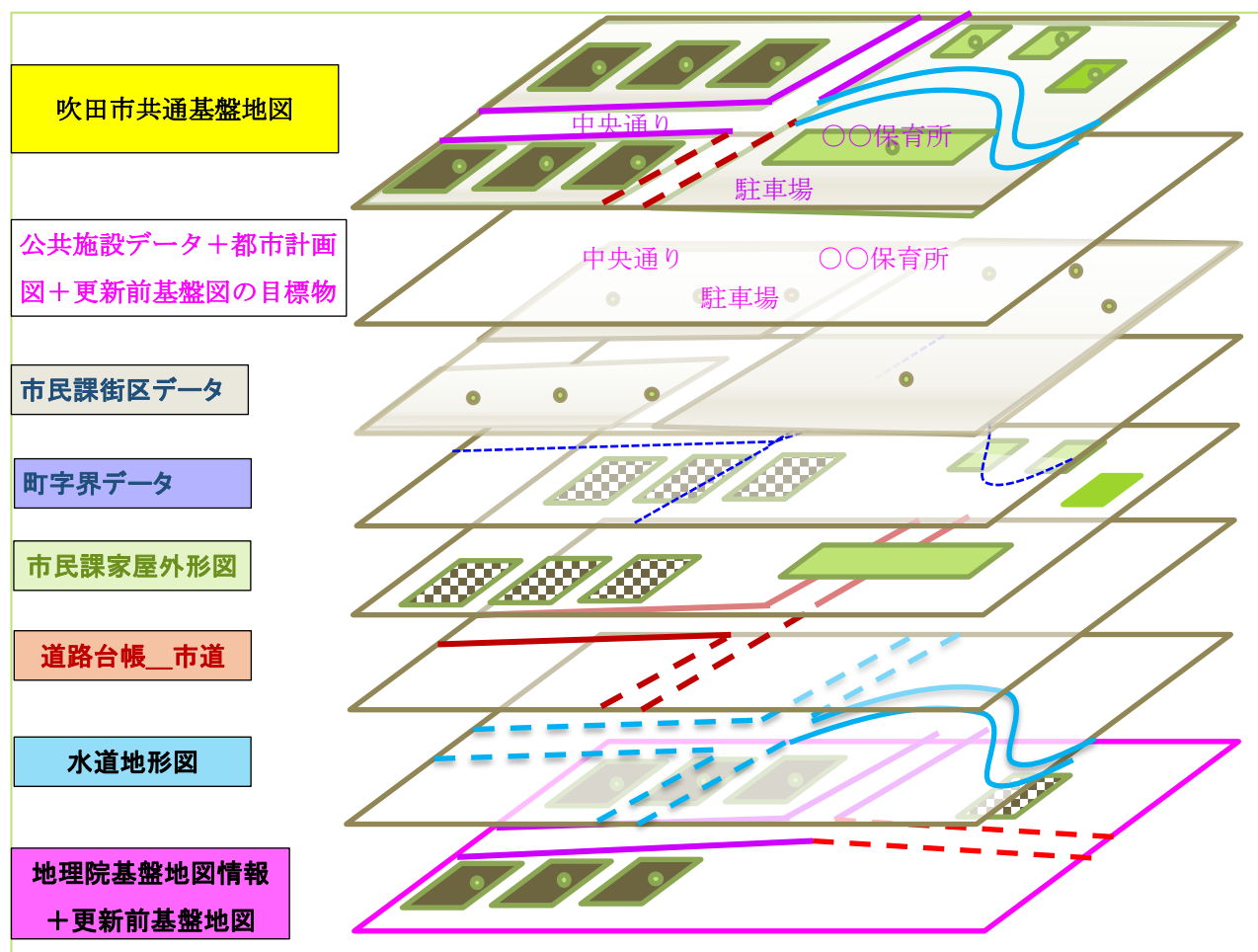
- (ア) 道路台帳図（道路室の最新データ）
- (イ) 基盤地図情報 最新版を地理院より入手
- (ウ) 令和6年度吹田市共通基盤地図

※利用するデータの詳細は別紙1「吹田市共通基盤地図にかかる地物項目について
のデータ定義項目一覧」のとおり。

イ 補完的に利用する成果

庁内で継続的に更新している成果

- (ア) 水道部地形データ
道路法以外の道路及びその他の地形の修正に利用する。
- (イ) 市民課家屋外形及び街区データ
住居表示台帳の家屋外形のチェック用データ。家屋外形の基礎データとして利用。住居表示台帳の街区データを利用。



基盤地図 構成イメージ

(ウ) 地番図参考図

町字界については、地番参考図のデータを利用。

(エ) 既存都市計画図及び本市統合型GISにおいて各部室により整備された公共施設等に関するデータ

目標物データについて、更新前基盤地図及び既存都市計画図のデータを、統合型GISにおける公共施設及び国土交通省のオープンデータを利用し可能な限り最新データとして再編する。

(オ) その他、作業上で新たに補完すべきデータ等が判明した場合は、受託者の申し出によりその都度協議の上追加して補完するものとする。

ウ 作業手順書の作成

製品仕様書の内容や品質を確保するための手順を明確にした「作業手順書」を以下の作業項目に沿って作成し、本市の許可を得るものとする。

- ① 資料収集（地理院基盤地図情報および吹田市市内データ）
- ② 作業計画

エ 共通基盤地図の作成

前項で作成した「作業手順書」の内容に沿って、吹田市共通基盤地図を作成するものとする。

なお、吹田市統合型GIS及び都市計画基本図の背景図として庁内利活用が可能となるように、以下の成果品の電子データファイル形式を作成するものとする。データ仕様の詳細は利用担当課職員と協議の上決定するものとする。

- ① 都市計画基本図の背景用：ファイルジオ形式
- ② その他、発注者が必要となるデータ形式について、本市・受託者協議のうえ決定するものとする。

(2) 貸与資料

本市は、受注者に対し、以下の資料を貸与する。ただし、法令等の改正や業務内容の見直し等により、下記資料の貸与が困難となった場合でも、代替資料の貸与又は完成品の仕様変更等について、本市・受注者協議のうえ、本業務を継続することができる。

ア 令和6年度基盤地図情報（デジタル政策室作成、shape ファイル）

イ 基盤地図情報（国土地理院作成、jml ファイル）

ウ 道路台帳図（本市道路室作成、shape ファイル）

エ 都市計画図（本市都市計画室作成、shape ファイル）

オ 地形図（本市水道部工務室作成、shape ファイル）

カ 家屋図及び街区データ（本市市民課作成、shape ファイル）

キ 地番参考図（本市資産税課作成、shape ファイル）

ク 開発許可エリア（本市開発審査室作成、shape ファイル）

ケ 航空写真（本市資産税課作成、jpeg 及び jgw 形式）

コ その他、統合型GISにより整備されているデータ等で、作業上で新たに必要となったデータについては、受託者の申し出によりその都度協議のうえ貸与する。

(3) 作業スケジュール

以下のとおりとする。ただし、本市と受注者の協議により、本業務委託契約の履行期間内であれば、各工程のスケジュールの見直しを行うことができる。

ア 10月～11月頃

ベースとなる以下の地図データについて、直近の更新データを入手する。

- ・令和6年度基盤地図情報
- ・道路台帳図
- ・都市計画図
- ・水道部地形図
- ・市民課家屋外形図

イ 12月

作業手順書の作成

公共測量申請の提出

ウ 3月頃

前年度提出公共測量成果の返戻データ受領

返戻データの内容点検、吹田市作成フラグの確認

エ 3月頃

基盤地図完成

- ・開発許可エリアの活用（経年変化部の特定に使用）
- ・新規認定道路・路線変更道路部の活用

成果物納品

オ 2月～3月頃

公共測量成果の提出

(4) 関係部署との調整

データ作成部署などの関係部署との調整にあたっては、受託者が議題（案）の作成、議事録の作成等を行う等、主体的かつ積極的に取り組むこと。

4 納品物

業務完了後、履行期限までに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、データをCD-Rなどの電子媒体1枚にまとめて保存のうえ、納品すること。

(1) 吹田市共通基盤地図（電子媒体）

(2) 業務完了届（印刷物：1枚）

(3) 納品書（印刷物：1枚）